



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 平 田 機 工 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 田 雄 一 郎  
(コード番号：6258)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 兼 I R ・ 広 報 担 当 藤 本 靖 博  
( 電 話 0 9 6 - 2 7 2 - 5 5 5 8 )  
(URL <http://www.hirata.co.jp>)

### 自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部または市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本資金調達の背景と目的】

当社グループは、自動車関連生産設備事業、半導体関連生産設備事業、家電関連およびその他生産設備事業を柱に、各種生産システムの製造ならびに販売を主たる事業としております。顧客には日本・世界の各業界を代表する企業が多く、最新のテクノロジーに対応した生産システムエンジニアリング能力、現場で培われたものづくりの経験から、開発・提案、部品製造、組立・検証、生産立ち上げ、保守、サービスまでのすべての工程をグループ内で一貫して対応できる体制を構築し、顧客に対して低コスト、短納期で高品質な生産システムを提供しております。

平成 27 年度から平成 29 年度までの中期経営計画「One Hirata for Next stage ～ Win the race across the globe～」では、当社グループ力を結集し、世界のトップ企業から、グローバルに競争力のある生産システム・インテグレーターとしての評価を確立することを目指し、受注・生産体制を確立します。

当社の事業領域である生産設備事業、産業用ロボット関連領域は近年、賃金上昇が続く中国などの新興国における工場自動化ニーズの高まり、並びに多品種少量生産という事業特性から従来不向きとされてきた医療・理化学機器などの新分野での機器導入ニーズの拡大が想定され、一段の成長が期待されております。また、グローバル規模での Industrie4.0<sup>(※1)</sup> の進展、「ロボット革命の実現」を挙げる政府の「日本再興戦略」の推進等も重なり、生産システムの一層の高度化が求められるようになる中、開発から生産立ち上げ、保守サービスまで一貫体制で対応できる当社グループの事業機会は拡大するものと想定しております。

主力事業である自動車生産設備事業では、温室効果ガス削減に向けた技術革新、設備投資が推進される見込みで、低燃費エンジン、電気自動車 (EV) 関連設備の継続した受注が見込まれます。半導体関連生産設備事業では、スマートフォン・タブレット端末向けの有機 EL パネル需要の拡大とともに、有機 EL パネル蒸着装置の堅調な受注が見込まれること、自動車向け電子機器を含む IoT<sup>(※2)</sup> 関連の市場拡大により、半導体装置メーカーの設備投資の増加に伴う受注が見込まれております。

当社グループでは、こうした顧客企業における設備投資拡大に向けた生産システムの受注に対応し、事業基盤を拡大させるためには、生産体制の増強が必要と考え、熊本工場の隣接地に工場を新設する

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

こととなりました。本資金調達では、こうした事業拡大を加速させるうえで必要な資金を確保すると同時に、長期の成長を支える強固な財務基盤を構築することを目的としております。

本資金調達と同時に実施する株式売出しは、当社の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的として実施するものであります。

#### 【注】

- ※1 Industrie4.0：第4次産業革命とも言われ、ドイツ政府が推進する、製造業を高度化する革新的な取り組み。IoTを駆使し、高度にデジタル化することで、最適な生産方式に変え、製造コストを大幅に削減することを主眼に置いた取り組み。
- ※2 IoT：Internet of Thingsの略。建物、電化製品、自動車、医療機器、産業機械等、パソコンやサーバーといったコンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットを通じて接続され、ビッグデータの活用により、モニタリングやコントロールを可能にして、相互に制御する仕組みを作り上げるもの。

### 記

#### 1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年6月5日(月)から平成29年6月7日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成29年6月14日(水)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長平田 雄一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 585,600 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 平田 雄一郎 291,600株  
平田 正治郎 163,200株  
平田 隆三郎 130,800株
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。  
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 29 年 6 月 15 日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 平田 雄一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 237,800 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 237,800 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 29 年 6 月 15 日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 平田 雄一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 237,800 株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 29 年 7 月 11 日（火）
- (5) 払込期日 平成 29 年 7 月 12 日（水）
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 平田 雄一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 237,800 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、237,800 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 29 年 5 月 26 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 237,800 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 29 年 7 月 12 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 7 月 7 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

- (1) 現在の自己株式数 1,320,574株 (平成29年5月26日現在)
- (2) 一般募集による処分株式数 1,000,000株
- (3) 一般募集後の自己株式数 320,574株
- (4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数 237,800株 (注)
- (5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数 82,774株 (注)
- (注) 前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式処分に係る手取概算額合計上限12,234,574,000円について、工場建屋建設等の設備投資資金として平成30年3月期中に3,500百万円、平成31年3月期中に3,000百万円、平成32年3月期中に500百万円を充当し、平成30年3月期中に2,000百万円を短期借入金の返済資金の一部に充当し、残額を平成30年3月期中の運転資金(生産設備の大型受注に伴う部品購入費等)に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成29年5月26日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予 定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 熊本工場	熊本県 熊本市	日本	工場建設	7,000,000	—	自己株式 処分資金	平成29 年11月	平成32 年3月	(注) 2.
当社 熊本工場	熊本県 熊本市	日本	加工機械等	291,000	—	自己資金、 借入金	平成29 年4月	平成29 年11月	(注) 2.
当社 熊本工場	熊本県 熊本市	日本	ソフトウェア その他	426,000	215,000	自己資金、 借入金	平成27 年4月	平成30 年3月	(注) 2.
当社 関東工場	栃木県 宇都宮 市	日本	事務所・機械 装置新設等	451,000	165,000	自己資金、 借入金	平成28 年4月	平成29 年12月	(注) 2.
関係会社 タイヘイテ クノス(株)	熊本県 熊本市	日本	技術センター 新設	300,000	—	自己資金、 借入金	平成29 年4月	平成30 年1月	(注) 2.

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社グループは個別受注生産方法をとっており、多品種少量生産をおこなっておりますので、「完成後の増加能力」には具体的な数値を記載しておりません。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの事業基盤の拡大及び強固な財務基盤の構築につながり、当社グループの長期的な成長に資するものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

確保しながら安定した配当を継続していくことを基本としつつ、一方で経営業績に応じた弾力的な配当を実施することも肝要であると考えており、業績、経営環境および財務状況等を総合的に勘案した上で決定していくことにしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化に対応すべく、グローバルな事業展開を本格化させ、市場ニーズに応える技術・製造開発体制およびコスト競争力を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	91.19円	171.13円	624.39円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	15.00円 (0.00円)	30.00円 (0.00円)	100.00円 (0.00円)
実績連結配当性向	16.4%	17.5%	16.0%
自己資本連結当期純利益率	4.7%	8.0%	24.3%
連結純資産配当率	0.8%	1.4%	3.9%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

4. 平成29年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	661円	785円	2,717円	9,140円
高 値	917円	3,100円	9,560円	11,480円
安 値	560円	782円	2,275円	8,030円
終 値	799円	2,752円	9,010円	11,120円
株価収益率	8.76倍	16.08倍	14.43倍	—

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 平成30年3月期の株価については、平成29年5月25日(木)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額(平成29年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

#### (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である平田 雄一郎、平田 正治郎及び平田 隆三郎は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、新株予約権の権利行使による当社普通株式の発行または交付及び平成27年6月24日開催の定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。